

第490回岐阜地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年8月5日（火） 午前11時00分
- 2 場 所 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎5階 共用第1会議室
- 3 議 題 岐阜県最低賃金の改正決定について（答申） ほか
- 4 傍聴人数 7人
- 5 要 領

(1) 傍聴希望者は、メールにて下記により申込先までお申し込みください。

メール件名 「8月5日最低賃金審議会傍聴希望」

メール本文 傍聴者氏名 住所 所属 電話番号 差出人

※外部リンク、ファイル添付等のあるメールは受付対象外です。

申込期限 令和7年7月25日（金）午後5時00分

<申込先> 〒 500-8723

岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階

岐阜労働局 労働基準部 賃金室

メールアドレス gifushingikai@mhlw.go.jp

(2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選結果は申込者全員に申込期限後メールにより返信します。
当選者は審議会当日にそのメール又は写しを持参してください。

(3) 当日は、審議会開催の 10分前までに岐阜合同庁舎3階岐阜労働局賃金室へお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので注意してください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合があります。

6 その他

- ・傍聴される場合は、別紙「岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- ・車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のお名前も併せてお書き添えください。

< 担 当 > 岐阜労働局労働基準部賃金室 電話：058-245-8104

岐阜地方最低賃金審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。トイレ、水分補給等の体調管理のため審議会場からの退室が必要な場合は、必要最小限の時間で傍聴席に着席願います。
- 2 自己都合により傍聴を中止する場合は、必ず事務局職員に伝達し中止後の傍聴は認められません。
- 3 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 4 携帯電話はマナーモードとし、その他の情報通信機器等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 5 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はできません。
- 6 静粛を旨とし、発言、私語その他審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 7 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 8 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは審議会場内には持ち込めません。
- 9 ヘルメット、はちまき・ゼッケン・腕章等は審議会場内で着用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方その他、秩序を乱すおそれのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、審議会場での行為については、事務局職員に確認の上、指示に従うようお願いいたします。

※上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させることがあります。

岐阜地方最低賃金審議会